



平成30年5月8日

各 位

会 社 名 コムシスホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 加賀谷 卓
(コード番号 1721 東証第1部)
問合せ先 取締役財務部長 尾崎 秀彦
(TEL. 03-3448-7000)

会 社 名 北陸電話工事株式会社
代表者名 代表取締役社長 森 泰夫
(コード番号 1989 東証第2部)
問合せ先 総 務 部 長 磯見 正宏
(TEL. 076-240-2211)

コムシスホールディングス株式会社と北陸電話工事株式会社の

経営統合に関する株式交換契約締結のお知らせ

コムシスホールディングス株式会社(以下、「CHD」といいます。)及び北陸電話工事株式会社(以下、「北陸電話」といいます。)は、本日開催のそれぞれの取締役会において、CHDを株式交換完全親会社、北陸電話を株式交換完全子会社とする株式交換(以下、「本株式交換」といいます。)により経営統合を実施することを決議し、本日、CHDと北陸電話との間で株式交換契約(以下、「本株式交換契約」といいます。)を締結しましたのでお知らせいたします。

本株式交換は、CHDにおいては会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続により株主総会の承認を受けずに、北陸電話においては平成30年6月28日開催予定の定時株主総会において承認を得た上で、平成30年10月1日を効力発生日として行う予定です。また、本株式交換の実施は、上記北陸電話の定時株主総会の承認、及びCHDによる私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第10条第2項に基づく届出について法定の待機期間が経過し、かつ公正取引委員会により排除措置命令等本株式交換を妨げる措置又は手続がとられていないこと等を条件としております。本株式交換の効力発生日に先立ち、北陸電話の株式は株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」といいます。)において平成30年9月26日付で上場廃止(最終売買日は平成30年9月25日)となる予定であります。

記

1. 本株式交換による経営統合の目的

通信建設業を取り巻く事業環境は、情報通信技術の目覚ましい進展により、インフラ整備の拡充競争の時代からサービスメニューやコンテンツを競う段階に移行しつつあり、既に、インフラ整備構築

のための設備投資は減少傾向に転じております。また、価格競争力を強化するためのコストダウンの要請も今後一層強まるものと見込まれます。

また、公共・民間分野におきましては、政府が主導する国土強靱化政策や地方創生計画等による社会インフラへの投資及び東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた建設投資の拡大が期待される一方で、日本経済の大きな節目となる2020年以降は、建設需要も変化し、少子高齢化といった日本の構造的な問題がより一層顕在化することが想定されます。

通信建設業として、このような市場構造の変化に迅速に対応しつつ、次代に向けて更なる成長・発展を期するためには、技術革新に対応するための高品質な施工技術力の維持・向上のみならず、より生産性の高い施工体制の再構築による市場競争力の強化と経営基盤の拡充が急務となっております。

CHDグループは、NTTグループをはじめとする通信事業者の通信インフラネットワーク構築を全国規模で行うリーディングカンパニーであり、この中核事業に加えて、公共及び一般のお客様に向けたネットワークやサーバー構築などのICT事業、ガス・水道等ライフライン設備の構築事業、電線類の地中化事業、並びに太陽光発電事業などのエネルギー関連事業にも注力しております。

一方、北陸電話グループは、北陸エリアを主たる基盤としてNTTグループをはじめとする通信事業者の通信インフラネットワーク構築を中核事業としており、加えて公共及び一般のお客様に向けたネットワーク構築や電線類地中化工事、太陽光発電設備構築などの通信建設事業、ソフト開発やデータ放送関連などの情報システム関連事業にも注力しております。

通信建設業界を取り巻く競争環境を踏まえ、今後予想されるこのような厳しい市場環境の中で企業価値を維持・向上させていくためには、対象地域、事業分野等について互いの強みを活かした広範囲な事業展開と経営資源の連携を行うことが必要となります。CHDと北陸電話は、株式交換を通じた経営統合を実現することにより、意思決定の迅速化を図り、より機動的に事業戦略の策定を可能とする経営体制を確立することが最善の策であると判断いたしました。

CHDグループ及び北陸電話グループは、両社グループが持つ技術力を相互補完することで、通信、電気、ガス、水道などのインフラ設備建設のサービスラインナップの拡充や、両社グループが安定的かつ継続的に発展するための人材交流、施工・安全品質マネジメントノウハウ及びITプラットフォームの共有・活用による効率化など、CHDグループ及び北陸電話グループの強みを活かして広範囲にわたって事業展開することでシナジーの最大化を追求し、グループとしての成長戦略を強力に推進することによって企業価値の一層の向上を図ってまいります。

2. 本株式交換の要旨

(1) 本株式交換の日程

本株式交換契約締結に係る取締役会決議日（両社）	平成30年5月8日
本株式交換契約締結日（両社）	平成30年5月8日
定時株主総会開催日（北陸電話）	平成30年6月28日（予定）
最終売買日（北陸電話）	平成30年9月25日（予定）
上場廃止日（北陸電話）	平成30年9月26日（予定）
本株式交換の効力発生日	平成30年10月1日（予定）

（注1） 本株式交換は、CHDにおいては、会社法第796条第2項の規定に基づき、簡易株

式交換の手続により、株主総会の承認を得ずに行われる予定です。

(注2) 上記日程は、本株式交換に係る手続進行上の必要性その他の事由によって必要となる場合には、両社の合意により変更されることがあります。

(2) 本株式交換の方式

CHDを株式交換完全親会社、北陸電話を株式交換完全子会社とする株式交換を行います。なお、本株式交換は、CHDにおいては、会社法第796条第2項の規定に基づき、簡易株式交換の手続により、株主総会の承認を得ず、北陸電話においては、平成30年6月28日に開催予定の定時株主総会において承認を得た上で、平成30年10月1日を効力発生日として行われる予定です。

(3) 本株式交換に係る割当ての内容

	CHD (株式交換完全親会社)	北陸電話 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 割当比率	1	0.178
本株式交換により 交付する株式数	CHDの普通株式：1,519,958株(予定)	

(注1) 株式の割当比率

北陸電話の普通株式1株に対して、CHDの普通株式0.178株を割当交付いたします。なお、上記の本株式交換に係る割当比率(以下、「本株式交換比率」といいます。)は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社協議の上、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付するCHDの株式数

CHDは、本株式交換に際して、本株式交換によりCHDが北陸電話の発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下、「基準時」といいます。)における北陸電話の株主に対して、その保有する北陸電話の普通株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数のCHDの普通株式を割当交付いたします。本株式交換に際して交付するCHDの普通株式は、全てCHDが保有する自己株式(平成30年3月31日現在：26,382,145株)を充当し、新株式は発行しない予定です。

なお、北陸電話は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時の直前時点までに保有している自己株式(本株式交換に際して、会社法第785条第1項の規定に基づいて行使される株式買取請求に係る株式の買取りによって北陸電話が取得する自己株式を含みます。)の全部を、基準時の直前時点をもって消却する予定です。

本株式交換により割当交付する普通株式の総数については、北陸電話による自己株式の取得及び消却等の理由により、今後修正される可能性があります。

(注3) CHDの子会社が取得するCHDの普通株式について

CHDの子会社である日本コムシス株式会社は北陸電話の普通株式(平成30年3月31日現在:726,151株)を保有しているところ、本株式交換により、基準時に保有する北陸電話の普通株式に対してCHDの普通株式が割当交付される予定です。

CHDの子会社が基準時に保有するCHDの普通株式については、本株式交換の効力発生日以降において子会社の有する親会社株式となるため、当該CHDの普通株式について、会社法第135条第3項の規定に従い相当の時期に処分する予定です。

(注4) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、CHDの単元未満株式(100株未満の株式)を保有することとなる北陸電話の株主においては、かかる単元未満株式を金融商品取引所市場において売却することはできませんが、本株式交換の効力発生日以降、CHDの単元未満株式に関する以下の制度を利用することができます。

① 単元未満株式の買増制度

会社法第194条第1項及びCHDの定款の規定に基づき、単元未満株主がCHDに対し、自己の保有するCHDの単元未満株式と合わせて1単元(100株)となる数のCHDの普通株式を売り渡すことを請求することができる制度です。

② 単元未満株式の買取制度

会社法第192条第1項の規定に基づき、単元未満株主がCHDに対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することができる制度です。

(注5) 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、北陸電話の株主に交付されるCHDの普通株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第234条その他の関係法令の定めに従い、その端数の合計数(その合計数に1に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。)に相当する数のCHDの普通株式を売却し、かかる売却代金をその1株に満たない端数に応じて当該端数の交付を受けることとなる北陸電話の株主にお支払いします。

(4) 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

北陸電話は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していません。

(5) 剰余金の配当

各配当基準日の株主名簿に記載又は記録されたCHD及び北陸電話の株主又は登録株式質権者の皆様につきましては、各社の定時株主総会決議を条件として期末配当を、また各社の取締役会決議を条件として中間配当を、それぞれ行う予定であります。

3. 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

CHDは、下記(4)「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本株式交換の対価の公正性その他の本株式交換の公正性を担保するため、CHDの第三者算定機関として三

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下、「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。）を選定のうえ、本株式交換に関する検討を開始し、第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券から受領した株式交換比率算定書を参考に、CHDが北陸電話に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、上記2.（3）「本株式交換に係る割当ての内容」記載の株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

他方、北陸電話は、下記（4）「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本株式交換の対価の公正性その他の本株式交換の公正性を担保するため、北陸電話の第三者算定機関として株式会社大和総研（以下、「大和総研」といいます。）を選定のうえ、本株式交換に関する検討を開始し、第三者算定機関である大和総研から受領した株式交換比率算定書を参考に、北陸電話がCHDに対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、上記2.（3）「本株式交換に係る割当ての内容」記載の株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

このように、これらの第三者算定機関による算定・分析結果を参考に、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社間で株式交換比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、両社は、最終的に上記2.（3）「本株式交換に係る割当ての内容」記載の株式交換比率が妥当であるという判断に至り、本日開催された両社の取締役会において本株式交換における株式交換比率を決定し、合意いたしました。

（2）算定に関する事項

① 算定機関の名称並びに両社との関係

CHDのフィナンシャル・アドバイザー（第三者算定機関）である三菱UFJモルガン・スタンレー証券及び北陸電話のフィナンシャル・アドバイザー（第三者算定機関）である大和総研は、いずれもCHD及び北陸電話から独立した第三者算定機関であり、両社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

② 算定の概要

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、CHD及び北陸電話の両社について、両社の株式が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価分析（平成30年5月7日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部におけるCHD株式並びに東京証券取引所市場第二部における北陸電話株式のそれぞれの、算定基準日までの直近1ヶ月間、3ヶ月間並びに6ヶ月間の各取引日における終値平均値を算定の基礎としております。）を、また比較可能な上場類似企業が複数存在し、類似企業比較分析による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較分析を、加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー分析（以下、「DCF分析」といいます。）を採用し、算定を行いました。

なお、北陸電話の普通株式1株に対して割当てるCHDの普通株式の算定レンジは以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の評価レンジ
市場株価分析	0.130～0.138
類似企業比較分析	0.152～0.195
D C F 分析	0.144～0.188

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、株式交換比率の算定につき重大な影響を与えることが有り得る情報で三菱UFJモルガン・スタンレー証券に対して未開示である情報が存在しないことを前提としております。更に、両社及びそれらの関係会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定、査定、調査（不動産に係る環境調査等を含みます。）を行っておらず、第三者機関への鑑定、査定、調査又はその実在性の検証の依頼も行っておりません。三菱UFJモルガン・スタンレー証券の算定は、平成30年5月7日までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、両社の財務予測その他将来に関する情報については、両社の経営陣により、現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたものであることを前提としております。また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券による株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公正性及び妥当性について意見を表明するものではありません。なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券がD C F 分析による算定の前提とした両社の事業計画において、大幅な増減益が見込まれている事業年度はありませんが、本株式交換の実施に伴う一部のコスト削減効果は考慮しております。

大和総研は、両社の株式交換比率について、CHDは東京証券取引所市場第一部に、北陸電話は東京証券取引所市場第二部に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を用いて算定を行うとともに、両社とも比較可能な上場会社が複数存在することから類似会社比較法による算定を行い、更に、将来の事業活動の成果を評価に反映させるためディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下、「D C F 法」といいます。）を用いて算定を行いました。各手法における算定結果は以下のとおりです。

北陸電話の普通株式1株に対して、CHDの普通株式を割当てる評価レンジは以下のとおりであります。

算定方式	株式交換比率の評価レンジ
市場株価法	0.128～0.139
類似会社比較法	0.075～0.214
D C F 法	0.178～0.306

なお、市場株価法では、平成30年5月7日（以下、「基準日」といいます。）を基準として、基準日終値及び基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間の両社の東京証券取引所における各株価終値平均に基づき算定いたしました。

大和総研は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び公開情報を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社及びそれらの関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への依頼も行っておりません。大和総研の株式交換比率の算定は、平成30年5月7日までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、両社の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、両社の経営陣により、現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたものであることを前提としております。また、大和総研による株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。なお、大和総研がDCF法による算定の前提とした両社の事業計画において、大幅な増減益が見込まれている事業年度はありません。

（3）上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日である平成30年10月1日（予定）をもって、北陸電話はCHDの完全子会社となり、完全子会社となる北陸電話の普通株式は、東京証券取引所の有価証券上場規程及び株券上場廃止基準に従い、所定の手続を経て、平成30年9月26日付で上場廃止（最終売買日は平成30年9月25日）となる予定であります。上場廃止後は、東京証券取引所において北陸電話の普通株式を取引することはできません。

一方、本株式交換の対価であるCHDの普通株式は、東京証券取引所に上場されており、本株式交換後においても、本株式交換の対価として割当交付されるCHDの普通株式は東京証券取引所において取引が可能となることから、北陸電話の株主のうちCHDの普通株式を100株以上割当交付される株主に対しては引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。北陸電話の株主のうち、CHDの普通株式を100株未満割当交付される株主においては、単元未満株式となるため、金融商品取引所市場において売却することはできませんが、株主の希望により、単元未満株式の買取請求又は単元未満株式の買増請求の制度を利用することができます。これらの取扱いの詳細については、上記2.（3）の（注4）「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。

また、本株式交換にともない、1株に満たない端数が生じた場合における端数の処理の詳細については、上記2.（3）の（注5）「1株に満たない端数の処理」をご参照ください。

なお、北陸電話の株主は、最終売買日である平成30年9月25日（予定）までは、東京証券取引所においてその保有する北陸電話の普通株式を従来どおり取引することができます。

（4）公正性を担保するための措置

CHD及び北陸電話は、本株式交換の検討に際して、公正性を担保することを目的として、以下の措置を講じております。

CHDは、CHD及び北陸電話から独立した第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券を選定し、平成30年5月7日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記3.(2)「算定に関する事項」をご参照ください。なお、CHDは、三菱UFJモルガン・スタンレー証券より、株式交換比率の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

また、CHDは、両社から独立した法務アドバイザーとして、森・濱田松本法律事務所を選任し、本株式交換の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を受けております。

一方、北陸電話は、両社から独立した第三者算定機関である大和総研を選定し、平成30年5月7日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記3.(2)「算定に関する事項」をご参照ください。なお、北陸電話は、大和総研より、株式交換比率の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

また、北陸電話は、両社から独立した法務アドバイザーとして、兼六法律事務所を選任し、本株式交換の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を受けております。

(5) 利益相反を回避するための措置

本株式交換に関し、CHD及び北陸電話は親会社と子会社の関係にはなく、また両社の間には役員の兼任もなく、特段の利益相反関係は存しないことから、特段の措置は講じておりません。

4. 株式交換当事会社の概要 (平成30年3月31日時点)

	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社
(1) 名称	コムシスホールディングス株式会社	北陸電話工事株式会社
(2) 所在地	東京都品川区東五反田二丁目17番1号	石川県金沢米泉町十丁目1番地153
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 加賀谷 卓	代表取締役社長 森 泰夫
(4) 事業内容	電気通信設備工事事業及び情報処理関連事業等	通信建設事業、情報システム事業
(5) 資本金	10,000百万円	611百万円
(6) 設立年月日	平成15年9月29日	昭和24年11月29日
(7) 発行済株式数	普通株式 141,000,000株	普通株式 8,968,960株
(8) 決算期	3月31日	3月31日
(9) 従業員数	11,581名(連結)	669名(連結)
(10) 主要取引先	東日本電信電話株式会社 西日本電信電話株式会社 エヌ・ティ・ティ・ドコモ その他	西日本電信電話株式会社 その他

(11) 主要取引銀行	(株)三菱東京UFJ銀行 三菱UFJ信託銀行(株) (株)みずほ銀行 (株)三井住友銀行	(株)福井銀行 (株)みずほ銀行 (株)北國銀行 (株)北陸銀行
(12) 大株主及び持株比率	日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口) 16.24%	大西 早苗 23.14%
	日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口) 9.27%	NDS(株) 9.12%
	資産管理サービス信託銀行(株)(証券投資信託口) 2.08%	日本コムシス(株) 8.09%
	日本生命保険相互会社 1.83%	北陸電話工事従業員持株会 5.25%
	日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(三井住友信託銀行再信託分・住友電気工業(株)退職給付信託口) 1.13%	(株)協和エクシオ 4.81%

(13) 当事会社間の関係

資本関係	CHDの子会社である日本コムシス株式会社は、北陸電話の発行済株式総数の8.09% (726,151株)を保有しております。
人的関係	CHDと北陸電話との間には、記載すべき人的関係はありません。また、CHDの関係者及び関係会社と北陸電話の関係者及び関係会社の間には、記載すべき人的関係はありません。
取引関係	CHDと北陸電話との間には、記載すべき取引関係はありません。また、CHDの子会社と北陸電話との間には、請負工事の受発注に係る取引関係がありますが、その他CHDの関係者及び関係会社と北陸電話の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。
関連当事者への該当状況	北陸電話は、CHDの関連当事者には該当しません。また、北陸電話の関係者及び関係会社は、CHDの関連当事者には該当しません。

(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態

(単位：百万円)

決算期	CHD (連結)			北陸電話 (連結)		
	平成28年 3月期	平成29年 3月期	平成30年 3月期	平成28年 3月期	平成29年 3月期	平成30年 3月期
連結純資産	196,543	202,943	231,767	5,445	5,636	5,807
連結総資産	266,066	284,367	328,192	9,798	10,340	10,270
1株当たり連結純資産(円)	1,764.13	1,848.33	2,008.42	637.66	660.03	680.13
連結売上高	320,654	334,163	380,024	12,837	13,393	13,447
連結営業利益	23,849	25,036	30,347	197	278	234
連結経常利益	24,223	25,341	30,706	210	315	289
親会社株主に帰属する当期純利益	15,420	14,485	20,390	90	189	205
1株当たり連結当期純利益(円)	136.75	129.96	178.64	10.56	22.21	24.06
1株当たり配当金(円)	35.00	40.00	50.00	8.00	8.00	8.00

5. 株式交換後の完全親会社の状況

		株式交換完全親会社
(1) 名 称		コムシスホールディングス株式会社
(2) 所 在 地		東京都品川区東五反田二丁目 17 番 1 号
(3) 代表者の役職・氏名		代表取締役社長 加賀谷 卓
(4) 事 業 内 容		電気通信設備工事事業及び情報処理関連事業等
(5) 資 本 金		10,000 百万円
(6) 決 算 期		3 月 31 日
(7) 純 資 産		現時点では確定していません。
(8) 総 資 産		現時点では確定していません。

6. 会計処理の概要

本株式交換に伴う会計処理は、「企業結合に関する会計基準」における「取得」に該当いたします。なお、本株式交換により発生するのれん（又は負ののれん）の金額は、現時点では未確定です。

7. 今後の見通し

本株式交換により北陸電話はCHDの完全子会社となる予定です。本株式交換がCHDの連結業績に与える影響は現在精査中であり、確定次第お知らせいたします。

以 上

(参考) 当期連結業績予想及び前期連結実績

CHDの当期連結業績予想(平成30年5月8日公表分)及び前期連結実績 (単位:百万円)

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	親会社株主に帰属する 当期純利益
当期業績予想 (平成31年3月期)	400,000	32,000	32,200	21,000
前期実績 (平成30年3月期)	380,024	30,347	30,706	20,390

※本株式交換がCHDの当期の連結業績に与える影響は現在精査中であり、上記当期業績予想(平成31年3月期)には織り込んでおりません。

北陸電話の当期連結業績予想(平成30年5月8日公表分)及び前期連結実績 (単位:百万円)

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	親会社株主に帰属する 当期純利益
当期業績予想 (平成31年3月期)	13,100	180	210	150
前期実績 (平成30年3月期)	13,447	234	289	205